

提出書類チェックリスト(令和5年度申請用)

提出前に今一度、書類の不足や記入まちがい等がないか確認してください。

- ※1 申請書は必要な書類全てが揃っていないと受理出来ません。
- ※2 兄弟姉妹の申請の場合は、下記の2番と3番は各 1部(児童1人分のみ)提出してください。
- ※3 書類は封筒に入れて提出してください(このチェックリストも同封してください)
- ※4 勤務(予定)証明書の証明者(雇用主又は雇用の管理責任者等)印は必ず押してください。
- ※5 提出書類の申請者(保護者)印は必要ありません、ただし本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。

番号	書類の名称	頁	特記事項	確認	
1	利用申請書 学童保育所利用申請書 (入所児童1人1枚)	8	家族欄にも児童名を記入してください		
	同意書 (入所児童1人1枚)	9	申請者(保護者)が手書きしない場合は記名押印が必要		
2	※70歳以上および18歳未満(令和5年4月1日現在)の方は提出の必要はありません				
	入所要件を証明する書類	勤務(予定)証明書 (同居世帯全員の方)	10	勤務者欄と一番下の児童欄は保護者の方が、その他は雇用者が記入することになっています ※要証明印(自営業の方はP11の申立書を提出してください)	
		申立書(自営業用) (同居世帯全員の方)	11	申請者(保護者)が手書きしない場合は記名押印が必要	
		申立書(その他用) 疾病・介護・看護・技能訓練 出産等のため申請する方	12	P12の申立書に申請理由を記載し、P15に記載の証明書を添付してください。証明書の添付がある方は民生委員の証明は必要ありません	
申立書(その他用) ①保育料が最高額のため世帯 全員の所得課税証明書を提出 しない方 ②勤務証明や自営の申立書 が提出できない方		12	※民生委員の証明は必要ありません ①所得課税証明書を提出されない方は、A□欄に✓を(保育料は7,500円となります) (年度途中から入所の場合はその月から) ②4月から勤務予定の方で、申請時に証明が取れない方はB□欄に✓を(勤務先、勤務時間は必ず記入ください)		
3	※家族全員(70歳以上の方、および18歳未満で所得のある方も含む)の証明書が必要です				
	に保育料料納の書決類定	所得課税証明書 (課税額が0円の場合も必要です)		令和4年度(令和3年分)所得課税証明書 ★年度と書類の名称をまちがえないように ※同時に町内の保育所、保育園に入所申請をする方はコピーでも可、但し証明年度が違う場合は原本を提出(今年度の学童保育所の利用申請は年間を通し令和4年度の証明が必要です、ご注意ください)	
		生活保護証明書		生活保護受給者の方	
4	保育に必要なもの	健康の記録	13	アレルギーや薬を服用している場合は具体的に	
5		延長保育料利用申込書	14	延長保育の利用をしない方も提出してください	
6		スポーツ安全保険の保険料		800円(4月入所の人) 910円(5月以降年度途中入所の人) ※本来個人で加入していただくものを、NPOが取りまとめて加入手続きを行います、NPOの領収書は発行しません ※保険料は変更されることもあります	
7		提出書類チェックリスト	16	最後にもう一度書類に記入漏れや必要な書類が揃っているかご確認ください。	

年度途中での入所を希望される場合

※年度途中で入所の場合、スポーツ保険の加入手続きや書類審査など1週間程度時間を要します。

※入所が決定した場合は、入所決定通知と保育料決定通知を郵送します。